

第 1 3 4 回

京都市大規模小売店舗立地審議会

議 事 録

日 時：平成 25 年 11 月 25 日（月）

午前 10 時～12 時 7 分

場 所：職員会館かもがわ 大会議室

開 会

●事務局（小山課長） 定刻となりましたので始めさせていただきます。本日は委員の皆様方には、ご多忙中にもかかわらずご出席をいただき誠にありがとうございます。

ただ今から京都市大規模小売店舗立地審議会を開催させていただきます。本日の委員の方々のご出席状況でございますが、7名の委員の方にご出席をいただいております。したがって京都市大規模小売店舗立地審議会規則第3条第3項の規定によりまして、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。

それでは審議にあたりまして山本商工部長からご挨拶させていただきます。

●山本部長 おはようございます。お忙しいところお集まりいただきまして本当にありがとうございます。本日は、まず「京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例」が施行されたということで、これについてという部分があるのですがこれは市の条例の整備をしたものでございまして、この審議会の位置づけ等変わるものではございません。引き続き、皆様方にはよろしく願いをいたします。

それから、（仮称）イオンモール京都桂川の3回目の届出者説明ということでございます。いろいろご意見を頂戴したことを踏まえ、またさまざまな工夫をされて、説明を後ほどされると思いますけれどもよろしくご審議をお願いいたします。三つ目がイズミヤ堀川丸太町店、これは先生方に大変熱心なご議論をいただきまして、かなりイズミヤさんが努力をされたということでございますが、そのなかで隔地駐車場の確保の状況等、報告をしていただくということでございます。この審議会は引き続きチェック、点検をかけていく非常に重要な役割と認識しておりますのでこちらのほうもどうぞよろしく願いいたします。

いつも皆様方の熱心な、専門的な見地からさまざまなご意見を頂戴しております。大変ありがたいことでございます。本日も引き続きましてどうぞよろしくお願い申し上げます。

●事務局（小山課長） それではお手許の資料の確認をさせていただきます。お手許には本日の審議会次第、資料1「（仮称）イオンモール京都桂川に係る審議会要求資料」、それから資料2～6、こちらはホッチキス止めをさせていただいておりますけれども、資料2「京都市大規模小売店舗立地審議会に関する要綱等」、資料3「（仮称）イオンモール京都桂川答申案」、資料4は「（仮称）京都BAL再開発計画届出概要」、資料5「（仮称）イズミヤ堀川丸太町店の対策状況」、そして資料6として「立地法に係る計画一覧」、以上を資料として置かせていただいております。また席上配付資料といたしまして、（仮称）京都BAL再開発計画の諮問書及び1月の日程調整表も置かせていただいておりますので、ご確認のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、事前に送付しております「（仮称）イオンモール京都桂川の計画説明書」を本日ご持

参っていない方につきましては、事務局のほうにお申し出いただければ余分がございますのでご用意させていただきます。それから報道関係者、傍聴の方用に「本日の閲覧資料」を後方の閲覧資料台に備えておりますので傍聴の方はそちらをご覧くださいようをお願いいたします。

それでは早速でございますが審議会を始めたいと思います。市川会長、よろしく願い申しあげます。

議 題

1 審議会関連要綱等について

- ・京都市大規模小売店舗立地審議会運営要綱
- ・京都市大規模小売店舗立地審議会傍聴要綱
- ・京都市大規模小売店舗立地審議会の会議の非公開の基準について

●市川会長 それでは、これより第134回京都市大規模小売店舗立地審議会を始めます。まず会議の公開についてですが、今回、「京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例」に基づいて審議会が設置されてから初めての会議となります。前回の審議会でも公開で行う旨を決定しましたが、改めて公開で行うことを確認いたします。特に非公開とすべき部分もないように思われますので公開としたいと思いますが、皆様のご意見はいかがでしょうか。

——（異議なしの声）——

●市川会長 特にご異議がないようですので公開といたします。それでは議題1の「審議会関連要綱等について」です。事務局から説明をお願いします。

●事務局 それでは事務局からご説明申しあげます。資料2をご覧くださいませでしょうか。2～6と綴じてある分厚いホッチキス止めの資料を開けていただきまして、まず1ページ目をご覧ください。1ページ目に今回決定した要綱について三つ記載しております。1が「京都市大規模小売店舗立地審議会運営要綱（案）」、2が「京都市大規模小売店舗立地審議会傍聴要綱（案）」、3が「京都市大規模小売店舗立地審議会の会議の非公開の基準について（案）」という三つでございます。この三つにつきましては前の審議会からも同じ内容で行っておりまして、今回助詞や句読点だけ変えたのですけれども中身はまったく変わっておりません。この要綱でこれまで特に支障をきたしているわけでもありませんので、このとおりにさせていただければと事務局としては考えております。

また審議会後にでも文言の修正等、内容については別途また次に改定することも可能ですので、今回につきましてはこれでさせていただきますと思っております。事務局からの説明は以

上になります。

●市川会長 という説明でございますが、今のご説明につきまして何かご質問、ご意見はございますか。

ないようですので次の議題に移ります。

2 平成25年5月届出案件

「(仮称)イオンモール京都桂川に係る届出者説明及び答申案検討」

●市川会長 議題2「(仮称)イオンモール京都桂川」の届出者説明を行います。担当の方に入っていただきますので事務局お願いいたします。

—— (担当者入室) ——

●事務局 それではイオンモールからの説明ですが、今回についてはまず交通シミュレーションと、前回の審議会はこちらのほうで要求いたしました資料についての届出者からの説明になります。内容が多いので、まず交通関係以外について前回の審議会で要求した資料についてご説明いただき、質疑応答をさせていただいて、その後、シミュレーションも含めて交通対策についてまた説明をしていただきたいと思いますと考えておりますのでよろしくお願いします。

それではまたたびたびになるのですけれども、自己紹介をいただいたあとにご説明いただくようにお願いします。

●イオンモール(龍澤) イオンモール株式会社近畿開発部の龍澤でございます。よろしくお願いします。

●イオンモール(杉町) イオンモール株式会社近畿開発部の杉町でございます。どうぞよろしくお願いします。

●イオンモール(高田) イオンモール建設部の高田と申します。どうぞよろしくお願いします。

●イオンモール(落合) 今回、大規模小売店舗立地法の届出のお手伝いをさせていただいております21世紀商業開発の落合でございます。よろしくお願いします。

●イオンモール(仲井) 同じく仲井でございます。よろしくお願いします。

●イオンモール（城戸） 今回設計を担当しております竹中工務店の城戸と申します。よろしくお願いたします。

●イオンモール（落合） それでは今回の大店立地法の届出に関して、前回2回目の審議会においてご指摘いただきました点についてご説明させていただきます。お手許の資料の4ページ、資料-2以降を先にご説明させていただきたいと思っております。まず資料-2「営業時間に関する事項（青少年対策の考え方）」という点で前回ご指摘をいただきました。前回は申しあげましたけれども、営業時間につきましてはさまざまなライフスタイルのお客様、地域の住民のお住まいの方に対応できるように設定しております。今回の計画では核店舗となるイオンにつきましては午前7時から24時まで、その他の専門店につきましては午前9時から23時までの営業時間として計画しております。この計画に基づきまして立地法の指針、配慮事項に則り、可能な限り周辺生活環境に影響がないよう努めてまいります。

開業後はお客様の動向、ニーズに応じまして、営業時間の見直し等も含めた柔軟な対応を行ってまいりたいと考えております。

青少年の非行防止という点につきまして、営業時間が長くなる場合のご心配、ご懸念を前回頂戴いたしましたが、弊社としましては行政、警察、地域の方々と連携しながらこういった問題について対処していきたいと考えております。まず一つ目として、現在敷地内に京都府警様と協議させていただきまして警察官立ち寄り所、及び緊急車両の待機所を設置する予定としております。また施設運営にあたりましては、従業員による声掛けや、24時間常駐警備員を配置し、巡回する。周辺の例えば夜間たむろ等をするような青少年がいればお声掛けをさせていただき、対応していく。また店舗周辺についても死角をなくすように明るく、広い店舗づくりに努めるとともに、防犯カメラ等の設置を行い、犯罪を未然に防ぐという取組を行ってまいります。

なお、店舗営業時間終了後に関しましては、店舗出入口を施錠、また常夜灯を設置し、警備員の巡回等による夜間の防犯管理を徹底してまいります。また、先ほど申しあげましたとおり、警察官立ち寄り所等を設置することも含めまして、警察によるパトロールの協力や要請を行い、地域のPTA様をはじめとする地域の防犯組織等の巡回も受け入れることで、協力して対応していきたいと考えております。

続きまして、資料-3「騒音に関する事項」、特に夜間騒音に関する事項についてご説明申し上げます。夜間、22時から6時のあいだに発生する騒音の予測におきまして計画店舗の西側の敷地境界において、駐車場の出入口部分において出入りする自動車の走行音が規制基準値を超過するという予測をしております。ただし、道路をはさんだ向かい側の実際の住居の位置においては、騒音規制基準値を満たすと予測しております。騒音の影響を最小限にするため、出入口や車路における低速走行、急発進や空吹かしの禁止などを看板等により周知徹底し、喚起

いたします。また必要に応じて誘導員等を配置しまして円滑な車両の誘導を行ってまいります。なお開業後、周辺住民様から苦情等が発生する場合には、その原因を究明し、誠意をもって速やかに対応してまいります。継続して店舗開業後も予測値にかかわらず対応していくという所存でございます。

●イオンモール（高田） 続きまして資料—4「店舗デザインに関する事項」というところを私から説明させていただきます。資料のページ数が13ページを開いていただきましてこちらのほうから説明させていただきます。店舗計画につきましては京都市の景観条例の順守はもとより、外壁は華美でないデザインとしております。当施設は思わず立ち寄りたくなる縁側、モールと地域のコミュニティ、地域文化の融和、縁を育む「「縁（えにし）」の光庭」というものを会社の開発ビジョンとして掲げさせていただいております。訪れる方々同士の交流、商品やサービスへの共感、都市空間と自然環境との調和など、さまざまなご縁を育む庭のようなまちづくりを目指しております。

ここでコンセプトの説明をさせていただきます。今回開発コンセプトのなかで、「イオン 町家入ル 気分上ル」という形で書かせていただいておりますが、こちらの意味ですけれども来店されるお客様がSCに入られると気分が高揚する場の創出、イオン施設がまちに入り、集会所としての場所の創出、まちにイオンモールという施設を創出することで地域のお客様の気分を高揚させるという、言葉遊びに近いのですけれどもそういう形のものから京町家という形のコンセプトで、京町家づくりの建物、「まちいえ」という読み方もあるのですけれども集会所の意味として使わせていただきながら、商いを行っている「まちや」という形のことをコンセプトに置かせていただいております。

建設コンセプトですけれども周辺に対する配慮を、利用していただくお客様にとってどこよりも居心地のいい商業施設を目指しております。京都には世界的文化遺産も数多くあり、多くの歴史的建造物を有する魅力的な都市であります。そうしたなかで本計画において目指すコンセプトとして新たに考えたいのが「京町家」様式という形で進めていっております。外観の説明につきましては設計のほうから説明させていただきます。

●イオンモール（城戸） それではお手許の資料の11ページをご覧いただきたいと思います。前にも映させていただいております。

——（スクリーン使用）——

まず外観ですけれども、規模から非常に大きなボリュームをもつこととなります。そうしたボリューム感を分節化して地域に対する現場のスケールに落とし込もうとして、周辺環境への配慮を行っております。建物機能に応じて分節したそれぞれのボリュームには京都にある数々の有名な建物を、そのまま具体的な表現ではなく、そのもとにある建築的、都市的な構成要素を現代の建築材料や色、技術によって抽象的に表現し、計画をしております。具体的には外装

に使用する建築材料や色というのは鉄やアルミ、ガラス、コンクリート系パネルなどの工業製品を採用することになりますが、そうした選定においても先ほどの「京町家」様式を表現したいと考えました。それぞれの材料を生かすとともに、場所に応じて色彩を施すことにより、建物に変化をもたせて魅力づけを行ってまいります。

具体的には右肩の図でご覧いただけるように、春夏秋冬による季節の彩りを町家の格子をイメージしたルーバー越しの基面に配色をいたします。そうすることで彩りを直接的に見せるのではなく、歩く角度や位置によって見え方が異なってくるという形になります。そうしたものが建物に変化をもたせることになっております。そしてまた季節の色というのはそれぞれ2色を考えております。これは、かさねの色目という日本の伝統色による色の取り合わせのやり方です。特にこうした色の選択というのを建物の魅力づけとしてわれわれは意識して考えております。

続きましてお手許の資料の12ページをご覧いただきたいと思います。遠景には西山が見えておりまして、隣接して桂川駅舎を含めたロータリーやオムロンさんというのが現在ありまして、そして京都銀行さん、洛南附属小学校さんが今後も建設中でございます。そうした自然と新たな建物群のなかにおいて、今回の計画においては黒い角波鋼板の上にアルミのエキスパンドメタルというものを付けて人工的な山並みを表現していたり、その壁面に円形の窓を模してこれを配しまして、昼は明けの明星ではありませんがお月様をイメージさせて、夜は行燈の灯りということでそうしたイメージを付けることによって、商業施設としての魅力づけを計画させていただいております。

こうしたことによって、まずこの地域の周辺環境を十分取り入れた外観デザインということで計画を行わせていただいております。新たに生じるこうした景観につきましてはまた今後とも周辺環境に対して配慮することを目指して、計画をさせていただいております。以上でございます。

●イオンモール（高田） それでは資料—5「緑化計画に関する事項」の説明をさせていただきます。緑化方針ですが基本的には京都市様、向日市様の条例に従い、緑化推進に努めていきます。キリン工場の稼働時から生育していた樹木、シダレザクラをはじめ、残地、残存できるものを移植可能な限り樹木は残し、活用していきたいと考えております。資料5—1—2にありますとおり、こちらの薄い緑色の部分が今計画ではイオンの森の計画となっており、濃い緑のほうが造園植栽、つくるという形の緑化計画とさせていただいております。緑化面積につきましてはお手許の資料どおり、京都市域様、向日市域様の条例その他に基づいた規定値を超えた基準となっており、ご覧いただいておりますようなこちらの資料のなかで、造園植栽部分についてはつくり込んだ造園を今後計画していき、地域との調和を取りたいと考えております。

こちらのほうなのですが、イオンは木を植えている企業というなかでイオンの森づくりも進めております。こちらが植樹祭という形で催されたイベントのなかの一部分ですけれども、基

本的にはこういう形で、藁を模したような形の山をつくりましてそこに木を植えていくような形。こちらがだいたい 10 年後に、こういう森にまで成長しますという形の資料とさせていただいております。

屋上のほうも緑化地帯を設けておりまして一部緑化を進めていきたいのと、緑化計画とは別に屋上には太陽光パネルを配置しております。これにつきましては今回の緑化面積のほうで勘案される部分ですけれども、プラスの要素として入れさせていただいておりますのでそのあたりはご確認いただきたいと思います。

続きまして、資料—6「弱者への配慮に関する事項」について説明をさせていただきます。資料は 17 ページです。まず、当社としては高齢者、身体障害者が円滑に移動できるようバリアフリー新法、福祉のまちづくり条例に伴い、今回もユニバーサルデザインを採用しております。まず、今回はバリアフリー法として高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に準じた建物計画としており、今回計画は京都市さんが協議先になっておりまして京都市建物等のバリアフリーの促進に関する条例による協議を行っております。

こちらの左上になるのですがユニバーサルデザイン等の採用という形で、建物内で迷われないような形のサイン計画、色で区域を分けてサインをつくっていきます。下のほうになりますけれどもこちらのほうがユニバーサルサインという形でデザインのほうを決めていき、統一したサイン計画を行っていくことになっています。資料のほうが次のこちらのほうのページになるのですが、基本的には全エレベーターは障害者対応になっています。各フロアにもユニバーサルベッド付の障害者用のトイレ、当然すべての箇所についてオストメイトの設置という形をさせていただいております。また、ハートビルに対応したインターホン、身体が不自由なお客様、介護が必要なお客様の来店にあたり、介助のお申し出がありましたら押していただきますと当館の係員が迎えに行き、車いす等の貸出し等をさせていただく形を取らせていただいております。

駐車場におきましても、高齢者、身体障害者に対する優先駐車場を約 60 台設置しております。そのなかでも立体駐車場を 1 階にゲート付という形で専用駐車場を 23 台設置させていただいており、その他につきましては各フロア、エレベーターホール横の使いやすい区域に駐車場を設置させていただいております。当該店舗駐車場については、京都府さんが推し進められている思いやり駐車場の登録に向けて検討に入っております。

●イオンモール（杉町） 引き続きまして 7 ページに戻りまして資料—7 の説明をさせていただきます。資料—7「地元との継続的な意見交換に関する事項」についてご説明申し上げます。前回もご指摘いただいたなかで、地元の自治会様や学校関係者等と店舗運営者が適宜意見交換の場を設定して、地元にご意見をおうかがいする場を設けていくというなかで、一般の個人のお客様、あるいは近隣にお住まいで自治会を通すのはちょっとという、個別の意見に対する意見聴取の場はあるのかというご質問をいただきました。その際も簡単にはお答えさせていただ

いておりましたが、一般のお客様や周辺住民の方個別にご意見、ご要望がございます場合は、イオンモール京都桂川の代表電話にご連絡を直接いただくとか、あるいは施設内にインフォメーションカウンター等がございますのでそちらで、あるいは館内にあります出入口の交通誘導等でもし出会った場合、警備員さんに直接ご意見をいただくことも店舗の事例としてはございます。

そういった形でお申し出を承るといふ仕組みのほかに、個人の、誰がそういう意見をいつているのか、あまり特定されたくないといったご意向の周辺にお住まいの方もおられると思いますので、そういう場合、直接お申し出いただけない場合は、インターネットでイオンモールへのお問い合わせというページを用意しております、そこから各店舗についてご意見、ご要望をご記載いただけるようになっております。また、各店舗にご意見承りボックスというものを用意しております、7ページ右上に貼り込んでおりますような用紙にご意見を直接ご記入いただいで投函いただける。そしてそういったご意見、ご要望につきましては電子メールや館内の掲示板でお答えをさせていただくという仕組みで運用しておりますので、こういった形で地域の方、近隣にお住まいの方が何かしらご意見、ご要望があった場合も継続してご意見を聴取して対応させていただくという仕組みになっております。

それから今までのことは開業後の対応に関してですが、開業前に今、協議させていただいているような内容についても、確実に店舗運営責任者に受け継がれるような書類ということで竣工調書というものを作成しております。今、回覧で回していただいておりますけれども、個人情報等もありますので今回回覧としております。店舗を開発する際にあたり、最初の土地の契約から店舗を建てていくまで、そしてテナントさんが入っていく、さまざまな事項について営業の引き継ぎ事項がございます。今回そのなかで開発に関わる部分のみを抜粋して印刷して持ってきたというものでございます。個別に細かい情報を営業担当者に引き継いでいき、そして営業責任者も人事異動があっても引き継いでいくということで、地域とこれまでどういうコミュニケーションを取ってきたか。あるいは地域の要望にどういうものがあつたかを引き継いでいけるような書類を作成しております。

続いて資料—8についてご説明させていただきます。「周辺商店街及び近郊商店街との連携に関する事項」ということをご指摘をいただいております。イオンモールとしては地域の商業振興や地域活性化のために場所の提供や地域イベント開催への参加、また地域で実施されます地域商品券の取り込み等につきましてこれからもご要望をいただいで、具体的にありましたら情報交換や検討を行いまして、周辺商店街等との連携を検討してまいりたいと考えております。今回、開店前だけではなく、その後も運営中におきましても継続して協議、情報交換を行ってまいりたいと考えております。

続いて資料—9「地産地消への配慮に関する事項」についても、前回ご意見をいただいております。地元製品の販売や全国販路拡大につきましては既存の店舗でも行っている実績を踏まえまして、積極的に取り扱ってまいりたいと考えております。なお、イオンモールといたしま

しては、直接物品の販売をしておりませんので、例えば食料品等や地域の産品については、系列の総合スーパーを運営しておりますイオンリテールに要請するなどして対応してまいりたいと考えております。地域産品の販売だけではなく、例えば北山杉等、地域の産品を施設の内装材や家具、そういったものに採用していくことにつきましても、自然材はどうしても消防上の問題等もございますが関係諸官庁とも判断、協議をさせていただいたうえで積極的に採用していきたいと考えております。また、商工会様や関係行政機関ともこれから具体的に協議をしていきたいと考えております。

そして地元のパＲスペース、例えばポスターやパンフレットを設置するようなスペースにつきましても、具体的に要望をいただきましたらそれに応じてスペースの確保に努めてまいりたいと考えております。

●市川会長 それではただ今のご説明につきまして委員の皆様方からご意見、ご質問は何かございますか。

●板倉委員 屋上の太陽光パネルですが、ざっとで結構ですけれども発電量の総キロワット数はいくぐらいですか。

●イオンモール（城戸） 現在のところ 350 プラス 166 になっております。

●板倉委員 500 キロワットぐらいですか。

●イオンモール（城戸） そうです。500 弱ぐらいです。

●板倉委員 それから緑化のことですけれども、実はこのキンビールの頃は現場によく行っていまして、かなりいろいろな樹木が植えてあったのです。このあいだ現場視察をしたときにかなりの部分は伐採されていて仕方がないのですけれども、シダレザクラ等も書いておられますけれどもそれ以外の樹木もかなり変わった樹木がありますので、もっと積極的に環境教育の場としてもそういう樹木を植えて、近くの小学校やそういうところも巻き込んで、商業施設ではありますけれども環境教育の場としても、環境の貴重な施設として積極的に利用していただくように要望します。よろしくをお願いします。

●市川会長 ほかにいかがでしょうか。

●石原委員 前回に引き続き、店舗デザインについておうかがいしたいと思います。今日は設計者にも来ていただいて、新たな資料もあつてご説明いただいたのですが、同じようなことを

もう一度聞きますけれども、「まちや」の「町家」と「町屋」とはどのように使い分けておられるのかという、前回誤植かなと思ったのですが今回も同じように出されているので、どういう使い分けをされているのかをおうかがいしたいということ。

二点目は建築コンセプトで「京町屋」様式ということを掲げておられるのですが、これは別に店舗外観に限らないと思うのですが、店舗のデザインにどのようにこの「京町屋」様式を取り入れておられるのか、反映されておられるのかということをおうかがいさせていただきますと思います。

●イオンモール（城戸） まず一点目のご質問が京町家の字が「家」とか「屋」とあるという形の違いということによろしかったでしょうか。そちらのほうは資料4にも少し書かせていただいているのですが、基本的には「まちいえ」という形の集会所の意味でも使わせていただいております。当社のほうで調べさせていただいたなかでは、「町家」というのは住まわれる町家、「町屋」と屋号の「屋」を使っているほうにつきましては、主に店舗としての町屋という形で使われているということで勉強させていただいたのですが、間違いなかったでしょうか。そういう形で使い分けという話ではないのですが、商いをする場を提供する施設として屋号の「屋」を最終的には使っていきたいと思っております。

二点目の「京町屋」様式は、どちらのほうに使っていくかというご質問だったと思うのですが、基本的に外装のほうではなかなか表現し切れていませんが、店舗のなか、内部のほうで基本的には高い梁がある、通路上に犬矢来を使ったデザインを使ったものなどを考えております。

●石原委員 「まちや」に「屋」を使われるのは店舗を意識するというのは、一般的かどうかはともかくとしてそのように使い分けておられるのは理解しました。ただ、やはり建設コンセプトで「京町屋」様式と掲げておられながら、外装、ファサードデザインとか内装のデザインとか、コンセプトがあまりにも構築されていないと思います。非常に稚拙なコンセプトメーキングというように思います。やはりショッピングセンターというのは、ある種全国の都市の個性を失わせた罪の非常に大きな一角を担っていると思っております、その意味でイオンさんでありながら、このような稚拙なコンセプトでデザインを構築されておられるのは少し驚きです。そのあたりは建設が進んでおられるので今さらどうかというところはあると思っておりますけれども、もう少し真剣に考えられたらどうかと思います。以上です。

●市川会長 ほかにご意見はございませんか。

●山田委員 ご説明ありがとうございました。二点、おうかがいいたしますか確認ということなので、両方とも資料7の「地元との継続的な意見交換に関する事項」に関わる

ことです。一つは今、回覧させていただいた竣工調書というものを拝見しまして、もちろんごく一部を回覧させていただいたのだと思いますけれども、例えば今回の出店計画に際して住民に説明会をなさって非常にたくさんのご意見があり、さまざまなお約束もあったと思うのですがそういったものも竣工調書という形で引き継がれるのかどうか。今、拝見したなかでは見当たらないように見えましたので、その点を確認させていただきたいということが一点。

もう一点は、自治体等を通さずに意見を聞くというルートについてもご説明いただきありがとうございます。ウェブ、あるいはご意見承りボックスというものですが、これらが有効に活用されているというご認識かどうかをうかがいたいと思います。とりわけウェブでご意見を出そうという方がいったいどれぐらいおられるのかなという感じがしまして、その実効性をどうお考えになっているのか、よりよい方法もおありだというご認識なのかおうかがいしたいと思います。

●イオンモール（杉町） ご質問ありがとうございます。一つ目の説明会等での質疑の内容に関しましては、これまで向日市さんのまちづくり条例の住民説明会をはじめ、今回大店立地法でも3回ほど説明会をさせていただいています。そういったご意見、内容につきましてもこういうご意見があったというのを確実に議事録の形式も含めて、引き継いでいくということを行っています。

それから自治会以外の個別のご意見ということで、今、申し訳ないのですが個別に詳細な回答の件数等は既存店舗のものは持ち合わせていないのですが、ウェブでのお申し出のほうがお客様の声を、直接来られて、書いて、投函していただくよりは現在のところ少ないと認識はしております。ホームページをわざわざ開いてたどりつかないといけないということがありますので、やはり直接紙に書いてご意見をいただくことで、店舗の運営責任者としてもまさしく例えば筆跡からもどんなご意見、どのぐらいのお気持ちかというのも多少推し量ることができるでしょうし、本来は直接お会いしてお話させていただくのがいちばんだとは思いますが、直接会うのはいやだという方もいらっしゃるの、こうした紙なり、インターネットなりを通してという形で意見をうかがう場というのも一つ、必要かと考えております。

もちろん直接ご来店いただいて、インフォメーションカウンターに例えば騒音ですとか交通渋滞の面でご意見があるということを直接店舗にいただいている方も多いということもあります。

●イオンモール（龍澤） 少し補足させていただきます。既存のイオンモール、及びイオンの京都市内の店舗でもご覧いただきますと、このご意見の承りに関しまして回答を必ず、そのご意見の内容に応じて、例えばイオンの店長からとかイオンモールのゼネラルマネージャーからとか、それぞれの担当者等からとか、そういう形でご意見の回答をきちんと掲示板のほうで告知させていただいております。これは内容によって具体的な改善も、このようにしますとか、

すでにしたものについてもご案内をさせていただく。これは各店舗において表示している掲示板がございますので、ご参考に見ていただければと思います。

●山田委員 ありがとうございます。私もそれは拝見したことがありまして、大変誠実なお答をしていただいていると思うのですけれども、せっかくウェブを使おうということであればさらに例えばチラシなどでも、こういう形でもご意見を承りますということを宣伝していただければ、そちらに留意される方もおられるかなとも思いますので引き続きご検討をお願いしたいと思います。

●イオンモール（龍澤） 承知しました。

●宇野委員 いろいろご説明いただきありがとうございました。資料―8の部分でおうかがいしたいところがあります。周辺商店街、あるいは近郊商店街との連携というお話でいろいろと工夫をいただいていると思うのですが、面積的には店舗としては京都市が多いのですけれども商業的なインパクトはおそらく向日市に対して大きいだろうと想像ができます。そのなかでやはり向日市側の、地元からの懸念というのは既存の東向日駅前のイオンさんが継続されるのかというお話。それからおそらく周辺の東向日の駅前を中心とした既存商店街がこれからどうなっていくのかというところが、おそらくかなり懸念される場所ではないかと考えております。

そのなかでここでもいろいろアイデアを出していただいているのですが、できましたら既存の地域との回遊性が何か高まることはできないだろうかという、いうのは簡単ですがやるのは難しいと正直思うのですが、商売だからお互い競争するのが自然だということも当然理解しておりますけれども、できましたら共存共栄なり、いわゆる共創、競い合うほうではなくともにつくり合うような共創関係をつくっていただければと思います。特に向日市のほうでは例えば激辛商店街とか、KARA-1 グランプリとかいろいろ地域おこしの活動もされていますので、そのあたりとの連携。あるいは既存の東向日のイオンの駐車場を使って、例えばそこで車をとめてひょっとしたら桂川に来ていただくこともあり得るのかなと思いますので、そういう意味での連携も可能であればご検討いただければと思います。これはお願いです。

●イオンモール（龍澤） 承知しました。

●市川会長 それでは引き続きまして交通対策関係の説明をお願いします。

●イオンモール（落合） そうしましたら資料の1ページのほうに戻っていただきまして、「交通に関する事項」ということでご説明させていただきます。交通に関する事項としては、大きく4ポイントを整理させていただいております。一つは交通誘導、二つ目は店舗周辺の交通整

理、あるいは通学路対策、三つ目は公共交通の利用促進策、最後の四つ目が周辺の交通の解析ということで、大きく四つに分けさせていただいております。1 ページから順を追って説明させていただきます。

まず、来店自動車の誘導ということで丸付数字1で示させていただいております。今回の誘導計画につきましては計画店舗を東西に通ります府道中山稻荷線が主要な来店経路ということで計画をさせていただいております。それにつながる道路として、東方面でいくと国道171号線、さらにはその北側、桂川街道、計画地の西側につきましては府道西京高槻線、こういった路線が主要な路線となると捉えております。したがってこれら主要な道路に対しまして広域的な誘導をかけることを基本の方針とさせていただいております。

今、前方のスクリーンでもお示ししておりますし、資料の8ページのほうでもお示しさせていただいております。自動車の誘導経路、これに対します広域的な看板の検討位置でございます。この検討位置につきましては現在、各種交渉中のところもございますので確実にここに設置できるという保証まではできませんが、特に先ほど申しあげましたとおり、来店経路、退店経路につきましては府道中山稻荷線からの来退店ということになりますので、この経路を確実な周知、徹底できるような形の広域的な誘導看板、サインを計画させていただいております。

そもそもは来店経路の周知に関しましては新聞折込みへの掲載、あるいは施設のホームページ、管内のリーフレット、こういったところを媒体といたしまして主要経路をご案内させていただきます。ただ、実際にお越しになったお客様に対しましてはこういった看板が非常に有効な策と考えさせていただいておりますので、この看板をたどっていただければそのまま施設までお越しいただけるということを前提といたしまして、各種サインを計画させていただいております。今回特に経路が非常に選択肢としては少ないというなかで、周辺にございます細街路に入られるお客様も想定されるところもございます。したがって特に南西側でいきますと、西京高槻線を北上する車、これは確実に中山稻荷の交差点まで導くといううえでは、まっすぐ北上させるというサインを各所に設置したいと考えております。今、一例としてこれだけのサインを書かせていただいておりますけれども、さらなる方策も検討させていただいている次第でございます。

また南東側につきましても、現在道路整備が一部進んではいるのですが、すべて171号に乗せるという方針の下、周辺の生活道路に入らないような経路案内をさせていただいて、171号から中山稻荷に入っていただくということを念頭に、今回の計画のほうをさせていただいております。なお、これはあくまでサインの一例ということで捉えていただきまして、今後につきましては当該店舗の運営責任者、これらを中心といたします店舗の運営現場と警察、あるいは関連する道路管理者、これらによる協議体に基づきまして交通誘導、あるいは自動車集中緩和策、安全対策につきまして詳細な検討を行わせていただきまして、より具体的、より確実に誘導が行えるよう検討させていただく計画でございます。

次に店舗周辺の交通整理、あるいは通学路の対策という部分でございます。1 ページの2番

目に記載させていただいております。同様の形でお手許の資料の9ページ、あるいは前方スクリーンに店舗周辺の案内サイン、あるいは誘導計画を記載させていただいております。今、図面上で矢印を書かせていただいているのが来店、退店の主要な経路でございます。図面の左手が北方向になります。真ん中よりやや左側に府道中山稻荷線が、図面上でいきますと上下に走っております。左側がB街区、右側がC街区となっております。今回の経路におきまして出入口につきましてはC街区の西側、及び立体駐車場の東側に出入口を計画しております。またB街区におきましては、図面の左下になりますけれども出入口を計画させていただいております。計画地の西方面、府道中山稻荷線の西方面からの車につきましてはB街区へ入っていただいてB街区の施設、あるいはC街区へ上空通路を利用して入っていただく計画とさせていただいております。

また、C街区につきましては府道中山稻荷線から西方向に向かっていただきまして、計画地の北西地の交差点を経由して西面から、あるいは立体駐車場の東面のところから出入りしていただく計画とさせていただいております。当然これらの自動車経路に基づきまして特に交差点部におきます歩行者の安全確保、自動車の円滑な誘導という意味合いからも、随所に交通整理員を配置するような計画とさせていただいております。

この点につきましては、先般、審議会のなかでもご指摘がございました通学路の関係が一つございます。今回の来退店経路に直接通学路は重複しないという計画でございます。ただし、実際に開業したときの車の動向、こういったところも注視すべき点でございます。また、今後学校関係者とも協議をしていくなかで、やはりこういった車の量が多い交差点、北西の交差点や南西の交差点、あるいは洛南学園付属小学校の北側の交差点、こういった部分につきましては特に要注視していく箇所だと考えております。したがって開業時の交通整理という意味では、当然これぐらいの交通整理をしていかなければならないだろうという考え方のなかで、通学路に関しても一定、隣接する交差点上には誘導員を配置するなど、今後学校関係者と協議を進めるなかで具体的な策を設定していきたいと考えております。

また、今お示ししている部分は現状の段階での案内サインでございます。特に中山稻荷線を東側から来るお客様につきましては、駅前ロータリーの手前のところで大きなサインを提示させていただきまして、確実に北西側の交差点を左折で入っていただくという策を講じたいと考えております。同様に中山稻荷線の西方面から来る車につきましても、確実に左折でB街区に入っていただく。交差点上であるとか道路上での右折を可能な限りなくしていくということにより、一般交通への影響を最小限にしていくという考え方でございます。さらに出庫車両につきましては、B街区から出て行かれるお客様につきましては府道に対して左折、あるいは右折の案内員がかなり有効であろうと考えております。

ただし、C街区につきましては出の先はかなりグルッと回っていかなければならないということがございます。出口の案内周知、あるいは府道に到達するまでの案内周知という意味では、各種広報活動を行いながら、確実に中山稻荷のほうに退出していただけるような案内誘導策を

今後とも継続的に検討してまいりたいと考えております。

次に、2ページになります。3番目の公共交通利用促進策でございます。こちらにつきましては今後さらなる検討を加えさせていただく計画としておりますけれども、現状の部分でのご報告になります。そもそも今回の施設計画につきましては、JR桂川駅からデッキで直接ご入店いただけるような施設でございます。さらには阪急洛西口駅からも300メートルという至近の距離でございます。さらに桂川駅の駅前にはバスターミナルもございまして、バス運営会社も数社乗り入れている状況でございます。このためテレビCM、チラシ、施設ホームページといった媒体を利用しまして、公共交通利用の促進を図っていく所存でございます。阪急洛西口駅からは案内サイン、お越しいただいてそのままイオンモールまでお越しいただけるような適切な案内サインを行わせていただき、300メートルの距離をあまり感じさせないような誘導のほうも考えさせていただきたいと考えております。

今後も鉄道会社、JR、阪急、さらにはバス運営会社と協議しまして、車内広告やアナウンス、さらに主要駅での広告、沿線での広告、こういったものを開店前から行いまして、公共交通の利用に寄与していくような広報活動をしてまいりたいと考えております。また沿線の駅周辺でのパーク・アンド・ライド、周辺駅周りの駐車場にとめていただき、来ていただいておりますお客様。こういったパーク・アンド・ライドも含めて公共交通機関を利用されたお客様に対するサービス等、インセンティブとサービスの充実を検討させていただき、自家用車以外の利用率向上につながる方策を検討してまいりたいと考えております。この分につきましてはまだまだ具体的な策まで出し切れはおりませんが、今後とも継続して検討させていただきたいと考えております。

その一方で、今回の施設は駅前立地ということからも駐車場の課金制を考えております。具体的な駐車サービス、駐車料金につきましては今の渋滞対策、あるいは交通集中緩和策、こういったところを念頭に置きながらも自動車交通以外での来店手段の転換が図られるよう、詳細に検討させていただこうと考えております。そのほか、ご来店のお客様に対する商品購入の宅配サービスが充実されるよう、テナント様にご要請していくという所存でございます。以上が公共交通利用促進策の内容でございます。

次に周辺の交差点交通解析ということで、2ページ目の4番に示させていただいております。これは前回審議会のなかで、一部自動車分担率等を他店の状況を踏まえて整理させていただいておりました。その数字自体は休日の数字ということもありまして、今回平日の数字ということでお示しさせていただいております。ただ、周辺道路の道路整備が行われて後の平日の数字という調査は行っていない関係上、平成23年に行いました調査の結果に対しまして1割減、この1割減というのは道路周辺整備が行われて、概ね1割程度の効果が見込まれているということ踏まえまして、平成23年度調査結果を1割減をした形のなかで来退店の車の台数を加算しております。来退店の車につきましては、前回ご提出させていただきました休日の車の台数の50%、平休比2ということで設定させていただき解析のほうを行っております。

2 ページのいちばん下の表にお示しさせていただいております。上久世や中久世、こういったところはやはり数字が高いという動向には変わりはありませんけれども、開店後で 0.8、高い数字には変わりませんが 0.9 を下回るという解析結果でございます。

最後になりましたけれども、3 ページの 5 番、交通詳細解析ということで本日シミュレーションの結果をお示ししております。今回のシミュレーションにつきましては周辺の主要な交差点を取り込む、あるいは計画地を東西に通ります中山稲荷線、こういったところを主眼に主要な交差点、路線を設定させていただいております。東につきましては国道 171 号の上久世交差点、その南側の中久世交差点、こういったところを把握させていただいております。さらには計画地前、これは前回ご指摘がございましたとおり踏切の影響を一定考慮したような設定をさせていただいております。さらに西側の御所街道の交差点、こういった主要な交差点を取り込んだ形のモデルを作成させていただき、平成 25 年 5 月に調査しました交通量調査結果、これをベースに交通量を設定してございます。

なお平日につきましては先ほど申しましたとおり、周辺の道路整備開通後の調査結果がございませんので、平成 23 年の調査結果の 1 割減ということで同様の形の整理をさせていただいております。

これからアニメのほうを見ていただくのですけれども、休日につきましては施設の来店のピーク時間帯、概ね昼過ぎの 14 時台ぐらいが来店のピークになるかと考えております。これと併せて退店のピークであろう、概ね夕方の 17 時台、この時間帯を休日のシミュレーションの対象時間とさせていただきます。現況は交通のピークにつきましては概ね夕方の 17 時台ぐらいがピークになっているのですけれども、来店の状況、退店の状況、双方をご確認させていただくということで、この 14 時台と 17 時台の 2 時間帯分を作成させていただいております。平日につきましては夕方の 17 時台がほぼピークになっております。施設のピークとは若干異なるのですけれども、平日につきましては夕方の 17 時台のデータを整理させていただいておりますので、休日の 14 時台、17 時台、それから平日の 17 時台ということで、この 3 時間帯分の車の動きをご確認いただければと思っております。

——（スクリーン使用）——

それではまず休日の 14 時台、来店のピークと考えられる時間帯でございます。今ご覧いただいているのが上久世交差点でございます。14 時台を若干過ぎた時間帯の車の流れです。この部分が国道 171 号、ここから北側の部分が桂川街道、こちら側が中山稲荷線でございます。計画施設は中山稲荷線の西側、概ねこのあたりになるとご理解ください。

今、お示しさせていただいているなかで色が 3 種類ほど挙がっていると思います。まず薄い青色、これが一般交通です。また緑色の車が見えるかと思えます。少し形の大きいもの、これが一般交通の大型車です。さらに濃い青色がありますがこれが来店の車です。先ほどのものを見ていただきますと当然 171 号の交通量が非常に多いなかで中山稲荷線から、絵でいきますと左から入ってくる車が非常に多くなってきます。退店の車はその西側の流入部に流れ込んでいる

という状況でございます。

こちらが中久世の交差点でございます。今、上から下のほうに流れてくる車が店舗の退店の車でございます。逆に下から上に上がってくる車が、171号を經由してお越しになる来店の車でございます。一部、ここから濃い青が出たり入ったりしているのが、今回広域的な誘導をかける南東側の車でございます。

次にこちらが御所街道の交差点でございます。この横のラインが中山稲荷線、縦のラインが西京高槻線です。平常、西京高槻線の休日の車の状況でいきますと、概ねこのカーブの曲がりぐらいまでが通常滞留しているような状況です。続いてこちらが計画地前でございます。ちょうど阪急の踏切が下りたようなタイミングです。今回の設定におきましては、踏切が上がった後の時刻表を確認させていただき、概ね10分に1回、長い踏切が下りております。概ね2分30秒ほど踏切の閉塞がございますので、信号的な扱いで10分のなかで2分30秒の踏切が下りるという設定をさせていただいております。

またこれは上久世の交差点に戻っております。大抵の車が中山稲荷から流れ込んでくる。当然主道路である171号の交通はかなりあるという状況のなかで、西側からどんどん車が入ってきています。現状のシミュレーション上の溜まり具合でいきますと、東海道新幹線の軌道がこの上を通っているのですが、概ね東海道新幹線の軌道ぐらいまでは常に溜まっているという状況がうかがえます。また南側の流入につきましては、今回171号をメインに誘導するという関係上、どうしてもこのあたりから溜まりが生じてくるということになっています。ただし、この南側の中久世の交差点と連動して見ていくなかでは、中久世交差点を越えてまで滞留が生じていることはないという確認はさせていただいております。

こちらが中久世交差点の状況です。一部このあたりでお尻を引っ張るような状況が確認されています。これが上久世交差点から若干信号の状態でも滞留が伸びているような状況ですが、上久世交差点の青の状況に応じて、これが伸びたり引っ込んだりするという状況になっています。だいたいこれが1時間中、14時台の半ばを若干過ぎたぐらいです。

こちらが御所街道の交差点です。先ほど少し見えたかと思えますけれども、概ねこのあたりぐらいまでが常に車が溜まってくるという状況でございます。逆に西京高槻線を北上する車につきましてはそれほど溜まらないという状況です。東西につきましては2車線の幅員がございますので、現状の交通量から考えても交通量的に増えるのですけれども一定さばき切れると考えております。

今ずっと見ていただいているのですけれども、今回のシミュレーションにあたっての前提条件につきましては、先ほど申しあげましたとおり、この5月に調査した調査結果を採用しております。また現状の信号レンジを基本採用させていただいております。今後、詳細な検討のなかでは一定交通の円滑化という意味では、管理者様の判断によっては信号レンジを整理していただくことが必要になってくると思いますが、現状におきましてはそのままの信号を採用させていただいております。

この踏切の状態もある程度中央ぐらいまで車がどんどん溜まっていくという状況が確認されています。また踏切が開いた途端にすべてがはき切れるわけではなく、やはりある程度お尻を引っ張っていくような形が確認されているのですけれども、今のこの来店、退店の車の台数から考えて、この交差点まで及ぶような状況までは確認されておりません。同様に東行きの車につきましても、経過時間からいきますとだいたい3、4分ぐらい経過しますとここのお尻の引っ張り具合が緩和されるという状況になっております。

それでは同様に休日の17時台、退店のピークと考えられる時間でございます。同様の形で171号は当然交通量が多い状況になっております。退店のピークになりますので中山稲荷線から入ってくる車と、この交差点の流入部の関係が注視されるという状況です。今回、5月に交通量の調査を行った関係ですけれども、171号からこの中山稲荷線に入ってくる車が非常に緩和されているという状況を確認しております。この直進が少なくなっている関係も当然ありますし、この右折のはげが若干よくなってきているということも一つのポイントになっていると思っております。

この時間帯においても、これはもう少し時間が後になればもう少し溜まってくるのですけれども、やはり新幹線軌道の前後ぐらいで常に溜まっている。したがって信号を1回で抜け切れないうる状況にはなっています。

中久世の交差点です。こちらはまだ南北の流れ自体は、この解析上は円滑に流れています。かつ上久世からお尻を引っ張ってくるような状況までは確認されていません。これがだいたい20分ぐらい経過した時点です。こちらは御所街道の交差点です。交差点の溜まり部は、当然南北はほぼ1車線状態になりますので溜まりはございますけれども、抜け切れないうる状況までは確認されていません。ただ、北側におきましては一部、信号1回を要する待ちが生じているという状況が正直出ております。

計画地前でございます。今回の計画でいきますと、この道路を使ってすべての車が退出する計画になっております。当初からこの溜まり具合の状況と、あとはこの近接する交差点間の溜まり具合、これが当初からの懸念でございました。ただ、現状を見ている限りではこの交差点、ないしはこの両方の交差点のなかでまったくさばき切れないうる状況までは確認されておりませんので、多少なりとも信号のオフセットの調整などによって、例えばこういう状況です。一般車両等が後ろから迫ってくる。当然このなかで来退店の車が残っているということもございますけれども、それがかなりこの後ろまでを引っ張るような状況は確認されておりませんので、今の状況ではまだ普通に流れると思っております。

再び上久世の交差点でございます。新幹線軌道を越えたぐらいまで車の滞留が生じています。171号の南の溜まり自体はそこまで大きくはないという状況です。

こちら側の流入部の溜まり具合が今後の誘導策、あるいは施設側での退店のピークカット、これの一つの検討要素になってくるのではないかと考えさせていただいております。

中久世の交差点でございます。こちらも同様の形で、今17時を50分ほど過ぎたぐらいです

けれども、特に大きな混雑までは見受けられないという状況です。

御所街道の交差点です。状況的には、ざっと見た限りでは前回と変わらないぐらいの交差点の詰まり具合であろうと考えております。

それでは最後に平日の 17 時台をご覧ください。平日になりますとこの東からの車が若干多くなっております。同様に 171 号への退店につきましてはこの路線を左から右、さらに下のほうに向けて流れていくという経路になっております。

中久世の交差点です。若干、休日よりも平日の交通量が多いという関係のなかでは、この 171 号の車の量は先ほどの休日よりも多い状況になっております。

御所街道の交差点です。こちらにつきましては北側の流入部、これがそこそ先ほどの休日に比べると溜まりが多くなっているという状況です。全体的にこの薄い色、あるいは濃い色を見ていただきますと平日のほうが動いている数が多い、いわゆる交通量が多いというのが実情です。見ていただきますと、このあたりまでそこそ溜まってきているという状況になっています。

計画地前でございます。若干、平休比で来退店の車自体は少ない状況ではあるのですが、逆に一般交通量がそれに反して多いというところもありまして、相応な車の流れにはなっていないということでございます。

今こちらにお示ししているのが踏切が下りた状態、概ね 2 分 30 秒の閉塞時間をこのなかで設定させていただいております。だいたい半分ぐらいまで車が押し寄せてくるぐらいの閉塞になります。

最後に上久世の交差点を再度見ていただいて終わりにしようと思っております。交差点のピークになりますので、どうしても上久世の南側からの流入がどんどん大きくなっているというのが一つと、やはり大抵の今回の施設の経路になっておりますので、どうしても西流入が一定詰まっている状態です。したがってこの南と西側がある程度詰まっているような状況がうかがえるという状況になります。

だいたい新幹線軌道を越えるぐらいが常に溜まりの状態になっているというのが、今回解析したなかでの混雑の状況になろうかと思えます。

こちらが中久世でございます。先ほどの上久世の南の流入部分の溜まり具合が、若干こちら側まで押し寄せてくるぐらいと考えております。どうしてもこれが閉塞してしまいますと、ここは今、府道ですけれどもここからの車の出入りはできなくなるような状況になりますので、とはいいいながらも現状ではそこまでの状況は確認できておりません。

以上が、ざっと今回現状交通量に来退店の車を加算した周辺交差点の状況です。先ほど申しましたとおり、特に上久世交差点の西の流入部、こういったところは帰る経路が 1 本であることから、施設側でのピークカットの対策をさらに検討していかなければならないだろうと考えています。さらに御所街道、計画地の西側のほうになります。御所街道の北側からの流入部、こちら 1 車線というなかではある程度車が溜まっていく状況も確認しておりますので、

その細い側の経路を他の経路に転換する。こういった交通誘導策もさらに検証していかなければならないと考えております。全体的にこの交通条件は必ずしも恵まれた条件とは考えておりません。したがって先ほどの公共交通利用を促進していくという点、あとは施設側で確実に主要となる経路を順守していただくような誘導策、こういったものを具体的にさらに検証させていただき、実行に移させていただければと思っております。

先ほど申しましたとおり事業者側だけではなく、関係行政機関と協議をさせていただきながら、実効性のある具体策を検討させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。簡単ですが以上でございます。

●市川会長 ご説明ありがとうございました。それではただ今の説明につきまして委員の皆様方から何かご意見、ご質問を頂戴したいと思います。

●宇野委員 いろいろ項目がありますのでちょっと分けさせていただきます。今見た直後なのでシミュレーションの件で少し確認させていただきたいところがあるところがございます。

まず一つはどのようなシミュレーターをお使いになったというご説明が特になかったのですが、おそらく一般的に商用で、販売されているものをお使いかと思っておりますけれどもシミュレーター名称を教えてくださいということ。それからあとは現況再現について特にお話がなかったのですが、今回予測をされる前に、例えば休日でしたら5月26日のデータをお使いということですので、そのときに観測された概ね渋滞長に対するような形の調整をさせていただいたうえで予測をされたかどうかということ、まず、最初に確認させていただきたいと思っております。これはいかがでしょうか。

●イオンモール（落合） まずシミュレーターですが、名称はエムサンというシミュレーターです。先生はご存じかと思っておりますけれども。

●宇野委員 名前は知っております。

●イオンモール（落合） 似たような現況再現、これにつきましては一定朝から晩というわけではないのですが、ある程度の時間帯で滞留状況、こういったところを確認させていただいてそれに合うような形の現況再現をつくらせていただいております。そのうえで来退店の車を乗せていったというのが現状でございます。

●宇野委員 ありがとうございます。それでいちばん気になったのが、滞留しているときに車があまりにも行儀よく並んでいるのではないかと気がなりました。といいますのは、私はこのあたりは通勤経路としてバス等でよく通るのでございますけれども、今、拝見して

いちばん「あれ」と思ったのは、御所街道のところの交差点、北側から車が入ってきて溜まっていきますと、交差点から1回グッと曲がります。曲がるところでざっと数えると20台近く並んでいるのですけれども、おそらく感覚的にそこまで並べないのではないかと。私の日常的な経験を踏まえれば、溜まることができる台数はもう少し少なくて、するとその影響はおそらく車列が伸びることに影響してきますのでそのあたりが気になるというところではあります。

例えば実際に停止した場合でも、今の図で拝見しますと車の長さに対して車間は1メートルかそこらぐらいだと思えるのですけれども、それはたぶん一般のドライバーの方には無理な要求ではないかと思うのです。それがほかのところにもすべて影響してくるものですから、ちょっとこの答えはどう理解しているのかというのが今悩んでいるところではあります。

●イオンモール（落合） おっしゃるようにいわゆる車頭間隔、待ちの頭間隔というように理解しているのですけれども、絵面を見ていくなかでは先生のおっしゃるところもあるのかなとは思っております。

●宇野委員 御所街道まで、もう一度絵を出せますか。あまり感覚でものを申しあげてはいけなないのでしょうかけれども、私自身も週に何回か通っているのですでだいたいの間隔はわかるのです。これで並んでいくとこれでもう10台ぐらいくていますね。おそらく最初のカーブを曲がるあたりで10台溜まることはほぼ不可能です。特に大型が1台、2台入るとすぐに6台、7台になる。ですから3割引ぐらいで考えていただくほうがいいのではないかと、数字は後ほど検証していただいたほうがいいと思いますけれども。するとこのあたりも、踏切周りも行儀よく並び過ぎている気がするのです。前回、解析で示していただいた台数よりもはるかに並んでいることとなります。解析で踏切からの交差点までの距離を考えたときに、並ぶことができる台数を比較したときに並び過ぎているのではないかとこのように見えてしまうのですけれども。

●イオンモール（落合） 車頭間隔的に考えると若干余裕のある並び方、現状はですね。実際の並び方はもう少しというような並び方になっているとは思いますが。

●宇野委員 そのあたりを一度ご確認いただいて、本当に車列がどこまでくるのかを少し考えていかないと、今のところご説明では概ね大丈夫だろうというお話でしたが、本当にそうなのかというところが今の段階では私としては自信をもって判断ができないところがあるという意見です。

●イオンモール（落合） わかりました。

●市川会長 引き続き交通関係でご質問等、いかがでしょうか。

●宇野委員 それ以外のところでいくつかコメントをさせていただきたいと思うのですが、例えば公共交通利用促進策ということでいろいろご検討いただいて、新しいアイデアを出していただいている非常にありがたいと思うのですが、そのなかでバス運営会社との協議というものがああります。ロケーションが例えばイオンの五条店とは違うというところはあると思いますけれども、バスの便数の増加等をバスの運営会社等にお話されるという可能性があるのかどうか。

例えばここの桂川駅だとヤサカバスが結構路線をもっておられますけれども、平日と休日ではかなり極端なダイヤを設定されているのをご存じだと思います。平日はそれなりに走りますが休日になるとガタッと本数が減る。例えばバスを利用して当該店舗に来ていただこうと思うと、もう少しバスの本数をお買い物時間帯などになんとかならないかと思ったりすることもあるのですが、そのあたりはバス運営会社さんと今後の協議の可能性等も含んで、そのあたりについて教えていただければと思います。

あとは案内誘導で、全体的な交通流動がどうなるかで微妙なところもあるのですが、向日町上鳥羽線と久世橋より1本南を有効活用しようというご意見でした。そのなかで例えば川を渡った東側の人たちに対して案内誘導を何かご検討されるのかどうか。要はあそこの道は普通に走っていくとなかなか入らないと思うので、もしあれを積極利用されるということであれば、主要な分岐点のところにもできれば案内のポイントを設けていただきたいということです。

●イオンモール（龍澤） まず、公共交通機関のバスの件ですが、私どもも日曜日の便数が今問題とっておりまして、特に繁忙時は公共交通機関に振り替えていきたいと考えておりますので、バス各社さんに私どものほうから日曜・祭日のダイヤの増便を要請をこれから積極的にさせていただきたいと考えております。それからお話のありました橋の1本南側の東側につきましても、誘導の看板の設置が可能かどうか、そういうものも含めて検討させていただきたいと考えております。

●市川会長 ほかにご質問、ご意見はございませんか。

●山田委員 一点確認だけで、ちょっと聞き洩らしたかもしれませんが通学路との関係です。今のご計画ですと通学路とは直接かぶらないということはおうかがいしましたが、先ほどシミュレーションを拝見して、あるいは今日のご報告のなかでも懸念されていましたが、場合によっては渋滞を避けて生活道路に入っていく可能性があり得るということは、皆さん懸念するところだろうと思います。そうしますと周辺のいくつか小学校、中学校のあたりに入って来られる、公園の周りに入ってくる恐れがないことはないと思います。それに関しては開店後

どのような形で対応されるおつもりなのかということの確認だけさせていただきます。

●イオンモール（杉町） ありがとうございます。通学路や細街路，特に敷地南側のあたりは向日市さんの小学校や中学校がありますので，そういうところの進入対策についてはまず開店時に誘導員や案内看板等でそちらに入らないようにという誘導をさせていただく。その後も引き続き，危険箇所等を十分把握しながら，小学校と連携を取って誘導員の配置や案内看板といった対策について具体的に，その現地を見ながら検討していきたいと思っています。

●山田委員 わかりました。定期的に協議をもっていかれるということですね。

●イオンモール（杉町） 現場責任者で社員が常駐して勤務に入りますので，小学校さんやP T Aさんと定期的に協議の場をもってやっていきたいと考えております。

●山田委員 わかりました。よろしくをお願いします。

●市川会長 ほかにご質問等がないようでしたら次にまいりたいと思いますが，よろしいでしょうか。それでは続きまして追加資料請求の有無についてお聞きします。何か，さらに追加資料の請求はございますか。

●宇野委員 先ほどの点は精査いただいたほうがいいのかと思います。滞留台数についてのシミュレーションの件です。

●事務局 宇野先生のおっしゃったシミュレーションの滞留台数につきましては，もう少し整理して次回に出させていただくということで，それはシミュレーションのイメージなどは。

●宇野委員 滞留台数がわかればだいたい滞留長はなにがしか計算できると思いますので。今の絵面で見るとかなり詰まってとまっているので，おそらくあそこまで詰め込めないのではないかと思いますので，そのあたりは適宜設定いただければ台数から長さがわかると思います。シミュレーションを新たにしてくださいという意味ではなく。

●事務局 そのへんをもう一度整理させていただきます。

●市川会長 よろしくをお願いします。それではほかにご質問，ご意見はないようですので，審議会が要求しました資料の説明につきましてはこれで終了いたします。ご担当者の皆様，どうもご苦勞様でした。ご退席いただいて結構です。

●イオンモール ありがとうございます。

——（担当者退室）——

●市川会長 それでは引き続きまして答申案の検討に移ります。事務局から説明をお願いします。

●事務局 それでは資料3になりますが29ページをご覧ください。前回審議会での内容を踏まえて答申案を作成いたしました。今回イオンから提出していただいた資料の審議前に作成していますので、前のイズミヤ堀川丸太町店と同じような形で、「市の意見」というところにつきましては○印で空欄にしております。ですから答申理由と付帯意見の例という形で記載させていただいております。したがってこの場ではイオンモールの対策についての検討と、答申理由の記載についてご検討いただき、今回のご議論を踏まえて次回に意見の有無を記載した答申案を提示いたします。

それでは答申理由の文言を、長くなりますのでかなり端折りますけれども読みあげさせていただきます。31ページをご覧ください。現在の状況、説明会の状況、意見書の状況につきましてはこれまでご説明させていただいたことを書いておりますので割愛させていただきます。審議会の見解というところを読みあげさせていただきます。34ページをご覧ください。34ページの下の方に4「審議会の見解」というところがございますので、そちらから読ませていただきます。

「指針に基づき、今回の出店計画を検討した。(1) 駐車場及び来退店客の経路設定について。駐車場の設置(収容台数)については、指針の算式及び既存店を踏まえた自動車分担率に基づいて算出した台数である1,176台を法に基づく届出台数として確保する計画としている。なお、付属施設利用者も含めた全体の駐車台数は3,043台となっており、指針の予測台数を大幅に超える収容台数を計画している。そのため、審議会において、届出者から、既存店の利用状況などを考慮した最大の来店車両を考慮した場合の収容台数の予測を求めたところ、2,638台との予測が示されており、店舗全体の収容台数においては、この予測を超える台数を確保している。

来退店客の経路については、届出時の道路状況を基に、府道中山稲荷線から円滑に左折入場及び左折退場させることを考えた経路設定としている。

しかし、府道中山稲荷線は非常に交通量が多い道路であるが、今回の計画では多くの来店車両が見込まれるため、届出者においては、円滑な入退場を行うために配慮することに加えて、車による来店を減らすための取組が求められる。

また、周辺の住宅地を来退店車両が通過することが懸念されるため、配慮を行うことが必要

である。

設置者からは、審議会に対して以下の対策が報告された」。ここに今回提出していただいた対策について記載する予定にしております。

「上記の取組も踏まえ〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇と判断する」。ここで市の意見の有無に関する判断を記載することを考えております。そしてなお書きです。

「なお、届出者においては、上記の取組を誠実に実施するとともに、以下の事項を積極的に実施していくことにより、自動車利用抑制に努めることが望まれる。

- a 駐車場出入口を始め、必要な場所に交通誘導員を配置すること。b 店舗周辺の住宅地を来退店車両が通過することがないように、交通誘導員による誘導など、適切な配慮を行うこと。
- c 国道 171 号線を西進して上久世交差点に向かう車両による渋滞を回避するために、向日町上鳥羽線から国道 171 号線を北進する経路の周知を行うなど、交差点に過度な負担が生じた場合の対策を行うこと。
- d 道路の供用など、周辺の交通状況の変化に応じて来退店経路などについて適切に案内を行うこと。
- e 開店時などの繁忙時には、臨時駐車場及び臨時駐輪場を設置するなど、渋滞防止及び歩行者の安全確保等に努めること。

(2) 駐輪場について。駐輪場の設置（収容台数）については、京都市自転車等放置防止条例及び向日市自転車等の駐車秩序に関する条例に基づく付置義務台数を確保するとともに、駐輪場を分散して配置する計画となっており、法の趣旨に基づいた配慮がなされている。

しかし、店舗が駅に近接していることなどから、店舗利用者以外の者の利用が発生することが懸念されるため、店舗利用者以外の利用をなくすために配慮するとともに、店舗周辺の路上に駐輪されないよう、交通整理員の配置等により店舗敷地内へ円滑に誘導する対策を講じることが望まれる。(3) 荷さばき施設について。荷さばき施設については、その施設配置、運営計画等について配慮されているが、とりわけ早朝の荷さばきに関しては、荷さばき時間前に搬入車両が公道上で待機することがないように徹底することが望まれる。

(4) 騒音について。騒音についての等価騒音レベルの予測においては、基準値を下回っていた。夜間における騒音の最大値については、走行車両音が、敷地境界において規制基準値を上回る箇所があるものの、店舗に近接する住居付近及び住居予定地点においては基準値を下回ることから、影響は少ないと判断されるが、夜間の車両走行音対策として、届出者から対策として報告された、駐車場出入口等での徐行の呼びかけを徹底させるとともに、問題が起こった際には誠実に対応することが望まれる。(5) 廃棄物等の保管施設及びリサイクルについて。廃棄物等の保管施設については、指針に基づく予測により必要な保管容量が確保されているほか、施設配置、運営計画、車両経路及びリサイクル等についても適正な配慮がなされており、周辺の生活環境への影響は少ないと判断される。

(6) 防災、防犯対策への協力及び街並みづくりへの配慮等について。防災対策への協力については、防災協定等の締結及び、地方公共団体などから具体的要請があった場合協力する旨の意思表示がなされている。

防犯対策については、警察立ち寄り所の設置などにより、防犯及び非行防止に努める旨を表明している。しかしながら、開店時刻を7時（その他の小売業者は9時）、閉店時刻を24時（その他の小売業者は23時）としており、夜間の営業については青少年が夜遅くまで店内に滞在することが懸念されるため、警備員の巡回を徹底するとともに、近隣自治体、所轄警察及びPTAなどと連携を図るなどの配慮に加えて、開店後の状況に応じては営業時間を短縮するなど柔軟な店舗運営をすることが望まれる。

なお、大規模な敷地及び建物であるため、特に緑化が求められるが、届出者からは〇〇〇〇〇〇と報告されており、配慮されている」。これは今回の緑化についてを記載しようと思っております。「以上により、周辺の地域の生活環境に大きな影響を与える恐れは少ないと判断される」。ここまでが答申理由になります。

戻っていただきまして29ページをご覧ください。こちらが答申になります。先ほどの繰り返し部分になりますので、2「法第8条第4項の規定による市意見について」の下のところ、上から3行目の真ん中ぐらいに、「届出書類及び届出者が実施する又は実施を検討しているとして審議会に提出した取組（答申理由4に記載した〇～〇）等を総合的に検討したところ、当該大規模小売店舗の出店により〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇と判断します」。こちらに次回、判断を書かせていただきます。

「なお、届出者においては、審議会に提出した取組の実施を求めるとともに、以下の事項を実施していくことが望めます。・駐車場出入口を始め、必要な場所に交通誘導員を配置すること。・店舗周辺の住宅地を来退店車両が通過することがないように、交通誘導員による誘導など、適切な配慮を行うこと。・国道171号線を西進して上久世交差点に向かう車両による渋滞を回避するために、向日町上鳥羽線から国道171号線を北進する経路の周知を行うなど、交差点に過度な負担が生じた場合の対策を行うこと。・道路の供用など、周辺の交通状況の変化に応じて来退店経路などについて適切に案内を行うこと。・開店時などの繁忙時には、臨時駐車場及び臨時駐輪場を設置するなど、渋滞防止及び歩行者の安全確保等に努めること」。ここまでが駐車場の部分で付帯意見として想定して書いているところです。

次に駐輪場です。「・駐輪場については、店舗利用者以外の者の利用が発生することが懸念されるため、店舗利用者以外の利用をなくすために配慮するとともに、店舗周辺の路上に駐輪されないよう、交通整理員の配置等により店舗敷地内へ円滑に誘導する対策を講じること」。次は荷さばきです。「早朝の荷さばきに関しては、荷さばき時間前に搬入車両が公道上で待機することがないように徹底すること」。次は騒音部分です。「・夜間の車両走行音対策として、届出者から対策として報告された、駐車場出入口等での徐行の呼びかけを徹底させるとともに、問題が起こった際には誠実に対応すること」。最後に防犯のところ付帯意見の場合として書いております。「・夜間の営業については青少年が夜遅くまで店内に滞在することが懸念されるため、警備員の巡回を徹底するとともに、近隣自治会、所轄警察及びPTAなどと連携を図るなどの配慮に加えて、開店後の状況に応じては営業時間を短縮するなど柔軟な店舗運営をす

ること。

なお、上記に記載した事項については、開店前に実施に向けた検討状況について報告を求めるとともに、開店後の実施状況について継続的に報告を求めます」。こちらについては開店前と開店後の報告を求めるという内容にしております。事務局からは以上でございます。

●市川会長 ご説明ありがとうございます。それではただ今の説明につきましてご意見、ご質問があればお願いいたします。併せて本日配付されております資料1、イオンモールの対策につきましてご意見があればお願いしたいと思います。

●宇野委員 今ご説明いただいた内容のなかで、35ページのところでお書きいただいている特に駐車場に対する審議会の見解ということになっておりますけれども、このなかでもう少し自動車利用抑制というものの色を出していったほうがいいのかと思います。今、書いていただいているのはどちらかというと車で来た人にどう対応しますかというお話になっているので、もう一段、手前の段階としてやはり公共交通の利用促進に関わることについて書いていただく必要があるのではないかと思います。さらにここは自動車利用抑制だけで書いているとa～eの項目がミスマッチな感じがしますので、それに類する言葉、例えば道路網に対する過度の負荷の防止や、あるいは交通安全性の向上ということも併記いただいたほうがいいのかもしいないなというように思います。

併せて先ほどの資料1の2ページ目ですが、かなりいろいろ公共交通利用のアイデアは出しているのですが、やはり例えば京都駅前の八条口のところでP i T a P a利用のお客さんに対するいろいろな優遇策などもいついていただいているので、できればそれに類するようなものもあっていいのではないかと、ちょっと今、あとからですけれども思いついたところです。要は料金的な部分での優遇がどうしても課金制を駐車場で導入されても駐車サービスが入るので、車に対する優遇のほうが前面に出て、公共交通利用者は相変わらず料金面では特に何も優遇がない可能性があるのも、そのあたりをできれば書き込んでいただければとありました。

●市川会長 ありがとうございます。ほかに何かございますか。それではただ今のご意見を踏まえまして、修正案を検討して次回ご提示いただきたいと思います。

3 平成25年7月届出案件

「(仮称)京都BAL再開発計画に係る諮問」

●市川会長 それでは次に移ります。議題3「平成25年7月届出案件(仮称)京都BAL再開発計画」について、京都市から諮問を受けたいと思います。

●事務局（小山課長） 委員の皆様のお手許にお配りしております諮問書，1枚物でございます。こちらの諮問書のとおり，本日付で諮問させていただきます。どうぞご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

●市川会長 ただ今，京都市から諮問を受けました届出案件の計画概要につきまして，事務局から説明をお願いします。

●事務局 それでは37ページの資料4をご覧くださいませでしょうか。「京都BAL再開発計画」ですけれども，届出者の氏名及び住所が中澤株式会社，場所が京都市中京区河原町通三条下る二丁目山崎町251番地とありますが，前までのBALがあった場所になります。その建替えになります。中澤株式会社が前までBALの建物を運営されていたところで，既存の建物は壊しておりますのでそこに新しく建物を建てることになっています。次回審議会で現地調査を予定しておりますのでご覧いただくとわかるのですが，敷地としてはその場所に加えて，若干南側の敷地も整備しますので少し広い敷地になっています。

中身につきましては38ページをご覧ください。小売業者が未定の部分もちろんあるのですが，予定しているのは丸善書店株式会社が入る予定をしています。株式会社ビーエーエールが入る予定です。これはBALの中澤株式会社の関係だと思いますが，こちらは聞いている話では前まで無印良品が入っておりましたので，それを引き続き運営される予定と聞いております。丸善は前はジュンク堂書店が入ってございまして，丸善とジュンク堂が一緒になった関係で丸善の名前が出ています。基本的には，中身は他の小売業者は未定になっているのですが，前のBALと同じような形で衣料品を中心としたファッションビル，ライフスタイルを提案するビルと聞いています。

下の新設予定日，開店予定日は平成27年ですので再来年4月15日の予定です。店舗面積は12,691平米という形になっています。駐車場等につきましては事前にお配りしていた計画説明書をご覧くださいとわかるのですが，駐車場はBALのところでは身障者用の1台だけになってございまして，ほかは全部御池の地下駐車場を立地法上の届出駐車場にすることで予定しています。また，駐輪場については建物の屋上，上部に設ける予定になっています。次の39ページをご覧くださいませ，開店時刻と閉店時刻は10時から21時までということで予定しています。以上です。

●市川会長 この案件につきましては，次回審議会において届出者からの計画説明を行っていただきます。同時に現地調査も実施する予定ですのでよろしく申し上げます。

4 報告事項

「(仮称) イズミヤ堀川丸太町店の対策状況」

●市川会長 それでは次に移ります。次に議題4「報告事項」について事務局から説明をお願いします。

●事務局 まず「(仮称) イズミヤ堀川丸太町店の対策状況」についてご報告させていただきます。資料5の43ページをご覧ください。

イズミヤ堀川丸太町店の開店日ですが、まだ予定とは聞いていますが12月13日(金)がオープン予定と聞いております。正式には2,3日後に決定すると聞いております。次に隔地駐車場の確保状況及び警備員の配置についてが、この43ページの資料です。赤で囲っているところが専用駐車場ということで、イズミヤ側が準備している部分、一つ真ん中に大きくあるのが店舗の屋上駐車場になっております。左上に、猪熊丸太町の交差点の北西角になるところに2カ所、赤色で囲っているこちらも専用駐車場として、駐車場を借りてイズミヤさんの来店客用として確保しているのがこの二つです。

あとは青と紫で見づらくなっていて申し訳ありませんが、青の部分が提携駐車場として確保している部分になっていきます。青の部分二つはどこになるかと申しますと、堀川丸太町の交差点の左上、北西になります。丸太町に接している縦長の部分、こちらについては臨時のように借りていまして、その上に横長になっているところが二つあると思います。これが青色のところ提携駐車場です。当初、5カ所ぐらい出していたなかで青と赤の部分の確保できたとうかがっています。前に出ていた資料では堀川丸太町の南東のほう、竹屋町堀川通のもう少し東側になる部分ですけれども、そちらのほうも前は交渉中と聞いていたのですがこの段階では確保できていないということをお聞きしています。

あとオープン時限定ということで、ものによっては1カ月とか10日間とかいろいろあるのですが、臨時駐車場もしくは駐輪場として確保しているところがこの紫の部分です。一つがいちばん下の二条城の駐車場にスペースを借りて確保しています。あとはその左上ぐらいの社会福祉会館のところにも確保されています。少し離れますが竹屋町通をずっと西側を見ていただくと、地図の境目ぐらいのところにも確保しています。あとは上、北のほうで大宮通丸太町の上があったところになります。そこにも横長の囲っているところを臨時の分を確保しています。それから堀川通を北に上がっていただいた北東のほうにも確保しています。こちらがオープン時用で、ほかにもまだ確定していませんが確保する予定だと聞いています。

こちらにつきましては今のところイズミヤさんから聞いているのは、チラシ等を当然配布するのですが、なるべく従来の店舗よりも絞った形のチラシを配布して、駐車場の利用はお控えくださいという文言を入れたチラシを撒くと聞いています。それで狭い範囲でしか撒きませんので、今のところ考えているのは駐車場として確保しているところでも実際は駐輪のほうが大きいのではないかと考えておりますので、オープン当初の数日間は駐輪場としての運用を考えて

いると聞いています。ただ、車の来店が当然想像よりも多い場合、そういった場合はこの駐輪場としている部分を駐車場として使っていく。それはある程度状況を見ながら柔軟に考えていきたいと聞いています。その運用につきましても基本的にオープン時が終わっても同じで、状況を見ながらじょじょに駐輪場として使用していた部分を駐車場として、隔地の部分はそのように考えていると聞いています。

次に警備員の配置状況ですが、黒い丸印と黒い三角印とあります。基本的にはどちらもオープン期間ですが、特に最初の頃は重点的に配置するというので、黒三角で最大ということでここに書いています。黒丸については店舗駐車場出入口の前や、ご覧いただくとおわかりのとおり、猪熊通丸太町の交差点や猪熊通竹屋町に黒丸を書いています。また黒三角の部分が堀川丸太町や堀川竹屋町にあります。こちらに記載していないのですが、隔地駐車場・駐輪場として確保している部分の前には当然警備員を配置するとうかがっています。駐車場の確保状況と警備員の配置計画については以上です。

あとは地元との協議については明日、待賢住民福祉連合協議会に説明をすると聞いています。現在の状況は以上です。

●市川会長 ただ今の報告につきまして何かご質問はございますか。よろしいですか。

——（委員から特に発言なし）——

●市川会長 それでは引き続きましてほかの報告事項につきまして、事務局から説明をお願いします。

●事務局 それでは資料6、45ページをご覧くださいませでしょうか。こちらに「立地法に係る計画一覧」を記載しております。前回、報告させていただきました京都朝日会館の営業時間の変更と、駐輪場を設けることになりましたので駐輪場につきましては10月末に受理しております。11月の届出受理予定案件はございません。審議予定等はここに書かせていただいているとおりでございます。以上です。

●市川会長 ただ今の事務局からの報告につきまして何かご質問はございますか。

——（委員から特に発言なし）——

5 その他

●市川会長 それでは次の議題に移ります。議題5「その他」です。何かございましたらご発

言をお願いいたします。

私の不手際で最初のところでスキップしてしまった箇所がございます。審議会関連要綱等について、事務局案のとおりで決定をしたいと思いますがいかがでしょうかというところを皆様のご判断を仰がずにそのまま進めてしまいました。改めて事務局案のとおりで決定したいということを皆様のご判断をお願いしたいと思います。そのとおりでよろしゅうございますか。

——（異議なしの声）——

●市川会長 ありがとうございます。失礼をいたしました。それではこれで、すでに時間が過ぎておりますが本日の審議会を終了したいと思います。その前に事務局から事務連絡等があればお願いします。

●事務局（小山課長） どうも長時間のご審議ありがとうございました。また議題1につきましては、中身は実質的にはほとんど変わらないのですがややこしいことで大変申し訳ございません。

次回でございますけれども12月の審議会につきましては、事前にお知らせをさせていただいておりますとおり、12月26日（木）、年末も押し迫った時期で申し訳ございませんが13時から、場所のほうは伏見区役所の深草支所で開催させていただきたいと思っております。審議会の後の現地調査の都合によりまして、まちの中心部より離れた場所で開催させていただきますがよろしくお願い申し上げます。当日の議題につきましては、当日の議題につきましては、（仮称）イオンモール京都桂川の最終答申案の検討、それから（仮称）京都BAL再開発計画の届出者説明ということでございます。また審議会終了後に、この深草支所の近くでございます藤の森ローズセンター、それとそこから都心部のほうに戻っていただきまして、（仮称）京都BAL再開発計画の2カ所の現地調査を予定しております。ご出席のほうよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

●市川会長 繰り返しますが次回の審議会は12月26日（木）13時から、伏見区役所深草支所でございます。また地図等でご案内をお願いしたいと思います。当日の議題は、（仮称）イオンモール京都桂川の最終答申案の検討、及び（仮称）京都BAL再開発計画の届出者説明、それから審議会終了後に藤の森ローズセンター、及び（仮称）京都BAL再開発計画の現地調査となっております。

次回の審議会において特に非公開とすべき部分もないように思われますので、公開としたいと思います。皆様のご意見はいかがでしょうか。また、次回審議会の出席機関につきましても指針の項目と関係の深い機関に加えて、京都府及び向日市の担当者にご出席をお願いしたいと思います。皆様のご意見はございますか。

——（委員から特に発言なし）——

●市川会長 それではご異議もないようですので次回審議会は公開とし、出席機関につきましても事務局のほうから関係機関に出席を求めてもらいます。

閉 会

●市川会長 それではこれもちまして、第134回京都市大規模小売店舗立地審議会を終了いたします。長時間どうもありがとうございました。

●事務局 ありがとうございました。